

## 平成29年7月よりメールアドレスの収集を開始致します

### 1. 背景

小型航空機等の事故は、近年、年間10件程度の発生件数であったが、平成27年は20件を超える事故が発生しており、自家用機を含む小型航空機の更なる安全対策の構築及び推進が必要となっています。

今後の小型航空機等の安全対策を推進していく上では、電子メール等を活用し、操縦士へ直接的な安全啓発や情報発信の機能を強化することが重要です。

このため、特定操縦技能審査などを活用して操縦士の方の電子メールアドレスの収集を行います。

### 2. 収集の方法

～電子メールアドレスの提出方法は以下の2通りがあります。～

#### 航空局へ直接提出する方法

- (1) 下記「お問い合わせ先」のアドレス「hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp」へ氏名、ライセンス番号、電子メールアドレス及びその他連絡先(住所、電話番号等)を記載し、メールを送信願います。
- (2) 航空局より受信確認メールを送付致しますので、上記申請書の備考欄には「電子メールアドレスは国土交通省航空局安全部運航安全課へ提出済である」旨をご記載頂き、そのエビデンスとして航空局からの受信確認メールを操縦技能審査員の方に確認頂くようお願いいたします。

※ なお、当面の間、航空局からの受信確認メールの送信につきまして、多少のタイムラグが生じますことをご承知置き願います。

#### 特定操縦技能審査時に提出する方法

(1) 操縦士の方は、特定操縦技能審査時に特定操縦技能審査申請書の備考欄にメールアドレスを記載して頂きます。

(2) 操縦技能審査員の方は、審査結果報告時にメールアドレスが記載された特定操縦技能審査申請書の写しを提出して頂きます。

※ 上記に係る「特定操縦技能審査実施要領」の改正を、平成29年4月1日付け公布(平成29年7月1日付け施行)にて行っております。

[○特定操縦技能審査実施要領\(PDF\)](#)

[○新旧対照表\(PDF\)](#)

### 3. 個人情報収集同意書の提出

この度の電子メールアドレスの収集は操縦士の方の同意に基づく任意のものとなっております。このため、電子メールアドレスを提出頂ける場合には、下記の個人情報収集同意書必要事項ご記入のうえ提出をお願い致します。

[○個人情報収集同意書\(PDF\)](#)

[○個人情報収集同意書\(WORD\)](#)

(1) 特定操縦技能審査時にご提出頂く場合には、「操縦士の方→操縦技能審査員の方→地方航空局」の流れで提出をお願い致します。

(2) 航空局へ直接ご提出頂く場合には、電子メールアドレスを送信して頂くメールに添付頂くか、又は送信メール本文に「ホームページ掲載の個人情報収集同意書に同意する」旨をご記載下さい。

#### お問い合わせ先

国土交通省航空局安全部運航安全課 小型機安全担当

電話 :03-5253-8111(内線50-133、50-135、50-136) 直通 :03-5253-8737

ファックス :03-5253-1661